省令

○法務省令第八号

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第五条第四項の規定に基づき、保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十八日

法務大臣　上川　陽子

保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令

保護司の選考に関する規則（平成十三年法務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「委員長」を「教育長」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第三項の規定により、同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十二条第一項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期が満了するまでの間において、当該委員長を保護司選考会の委員に委嘱する場合は、この省令による改正前の保護司の選考に関する規則第三条第一項第八号の規定は、なおその効力を有する。

告示

○総務省告示第八十八号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十七年三月十八日

総務大臣　山本　早苗

都道府県名	市町名	競馬を行うことができる期限	条件
北海道	帯広市	平成二十九年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	平成二十八年三月三十一日	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
埼玉県	さいたま市	平成二十九年三月三十一日	同右
千葉県	船橋市 習志野市	平成二十八年三月三十一日	同右
神奈川県	川崎市	平成二十九年三月三十一日	同右
岐阜県	羽島郡岐南町 同郡笠松町	同右	同右
愛知県	名古屋市 豊明市	平成二十八年三月三十一日	同右
兵庫県	姫路市 尼崎市	同右	同右
佐賀県	鳥栖市	同右	同右

○総務省告示第八十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十七年三月十八日

総務大臣　山本　早苗

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条件
茨城県	取手市	平成二十九年三月三十一日	
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	平成二十八年三月三十一日	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

○総務省告示第九十号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十七年三月十八日

総務大臣　山本　早苗

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
東京都	八王子市 武蔵野市 昭島市 調布市 町田市 小金井市	平成二十八年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
	小平市 日野市 東村山市 国分寺市	同右	同右